

麗しい水環境の創造へ

かいほう

2012
SUMMER

124

夏号

一般財団法人 福岡県浄化槽協会





INDEX

事業報告

法人運営

第1回評議員会の開催	1
第1回理事会の開催	1
平成23年度事業報告	2
平成23年度収支決算報告	10
一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰	12
社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰	12

検査事業

法定検査結果	13
クロスチェック委員会	14

情報

官庁情報

平成24年度環境省廃棄物リサイクル部関係予算の内示について	16
合併浄化槽への方針転換図	17
「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第2版)」の公表について	18
平成23年度 福岡県浄化槽整備事業補助基数一覧表	19

試験・講習

平成24年度浄化槽関係試験・講習会日程表	20
----------------------	----

その他

入退会事業所の紹介	21
環境フェア等へ参加	21
浄化槽普及啓発資料	22
浄化槽ポスター募集のお知らせ	24
指定採水員指定講習会(新規・更新)開催予定のお知らせ	24
クールビズ(軽装)・節電の取り組み	25
身近な水環境の全国一斉調査に参加	25
清掃活動の実施	25
水質検査項目の紹介(No.2) 透視度	26
浄化槽Q&A	27
法定検査の不適正事例	28
筑後検査センターの増築工事が始まる	29
福岡県からのお知らせ	29
ふるさと百景	30
編集後記	30

表紙の写真について

表紙の写真は、槽屋郡篠栗町金出にあります「五塔ノ滝」です。
 五塔ノ滝は、流れが五段になっており、五重の塔の様であることから、「五塔ノ滝」と名付けられ、「篠栗四国八十八箇所霊場」第70番札所である五塔ノ滝観音堂が隣接しています。
 滝壺周辺は、春は桜、夏は新緑、秋は紅葉など、四季の移ろいを映し出しています。

第1回評議員会の開催

平成24年6月19日(火)に一般財団法人福岡県浄化槽協会第1回評議員会を開催しました。

安徳評議員を議長として議事に入り、出席評議員9名で、評議員総数10名の過半数の出席があり、本評議員会は成立しました。

平成23年度計算書類等の承認などの議案は、全て満場一致で承認されました。

【第1号議案】 平成23年度計算書類等の承認について

【第2号議案】 定款の一部改正について

【第3号議案】 評議員及び理事の選任について

報 告 事 項 (1) 公益目的財産額の確定について

(2) 平成24年度事業計画、同収支予算書について

(3) 専務理事選定結果について

(4) 筑後検査センター増築計画について



評議員会のようす

第1回理事会の開催

平成24年5月24日(木)に一般財団法人福岡県浄化槽協会第1回理事会を開催しました。

三浦理事長を議長として議事に入り、出席理事9名で定款第37条の規定に定める定足数を満たし、本理事会は成立しました。

平成23年度計算書類等の承認及び事業報告などの議案は、全て満場一致で承認されました。

【第1号議案】 平成23年度計算書類等の承認及び事業報告について
同 監 査 報 告

【第2号議案】 定款の一部改正について

【第3号議案】 副理事長の選定について

【第4号議案】 副理事長の理事長代理順序について

【第5号議案】 評議員及び理事の候補者推薦について

【第6号議案】 公益目的財産額の確定について

【第7号議案】 一般財団法人福岡県浄化槽協会第1回評議員会の招集について

報 告 事 項 (1) 平成24年度事業計画、同収支予算書について

(2) 専務理事選定の書面表決結果について

(3) 筑後検査センター増築計画について



三浦理事長の挨拶



理事会のようす

I 浄化槽の普及啓発事業

1. 浄化槽の普及促進

浄化槽の普及促進は、生活排水処理対策を推進する上で極めて重要な課題であるため、環境フェア等で浄化槽の普及啓発を図るほか、会員及び市町村には、希望に応じて浄化槽啓発パンフレット等は無償で提供するなど積極的に資料提供を行った。

(1) 浄化槽市町村整備推進事業

平成6年度に創設された浄化槽市町村整備推進事業は、住民負担の軽減が図られるとともに市町村負担分についても起債措置がなされる等の特徴を有している。

この制度は、下水道と同様に浄化槽を面的に整備することができることから、この事業の推進に向け、全浄連作成のパンフレット等を配布するなどの啓発を市町村に行った。

(2) 浄化槽設置整備事業

浄化槽設置整備事業は、個人希望による設置事業であり、近年の景気の低迷と相まって補助基数は頭打ち傾向にある。

本制度についても、浄化槽市町村整備推進事業同様、一般住民への啓発を行った。

(3) 普及啓発の推進

浄化槽の普及啓発のため、市町村等主催の環境フェア等での展示や、環境学習としての出前講座等を行った。

環境フェア等の参加状況は、次のとおりである。

環境フェア関係

6月5日	環境フェアinくるめ(久留米市)
9月25日	ひまわりフェスタ(桂川町)
9月25日	柳川市リサイクルマーケット(柳川市)
10月16日	大川環境王2011(大川市)
10月16日	王塚古墳フェスティバル(桂川町)
10月30日	環境フェアin八女(八女市)
11月6日	嘉麻ふれあいまつり(嘉麻市)
11月12日～13日	サイエンスマンス2011(アクロス福岡)
11月13日	環境フェアinちくご(筑後市)
11月20日	環境フェアinながわ(那珂川町)
11月23日	むなかた環境フェスタ2011
2月11日	エコスタいいづか

出前講座関係

6月16日	水が汚れる原因(行橋市立延永小学校4年生)
8月25日	浄化槽と水質汚濁防止について(たちばな熟年の会)
10月4日	浄化槽について(国際環境人材研修、中国コース)
11月7日	浄化槽について(国際環境人材研修、アセアンインドコース)
	主催:(財)日本環境衛生センター
	(財)北九州国際技術協力協会
3月2日	浄化槽について(みやま市高田町飯江いきいきサロン)

(4) 新規浄化槽設置予定者啓発事業

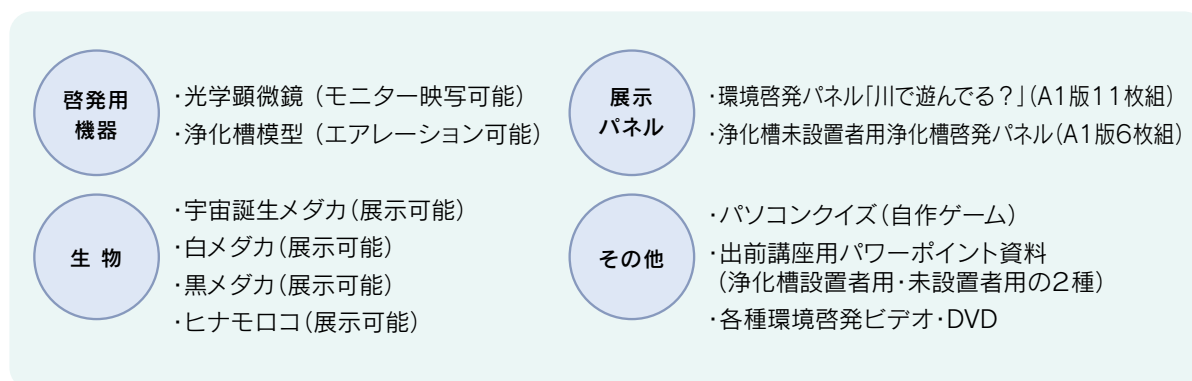
平成20年度から浄化槽設置予定者に「浄化槽の基本的しくみ」や「保守点検・清掃・法定検査の必要性」、「浄化槽を適正に使用するためのQ & A」などを掲載した浄化槽の使用及び管理マニュアルやパンフレット等を送付し、適正使用の普及に努めている。

なお、平成23年度の発送件数は、3,795件であり、平成20年度からの累計で、15,576件発送している。

(5) 啓発資料の充実

出前講座用パワーポイント資料を作成する他、浄化槽未設置者向けのチラシを作成するなど啓発資料の充実を図った。

当協会の主な浄化槽啓発用広報資材は、次のとおりである。



2. 浄化槽設置基数の実態把握事業

平成17年度から浄化槽の設置状況の実態を把握するために、県の協力のもと、福岡県域内の浄化槽台帳と下水道接続情報及び法定検査受検情報の照合に取り組んできた。

浄化槽設置情報については、福岡県環境整備事業協同組合連合会及び同会員企業の協力を得て協会が保有する情報の修正を行い、さらに使用実態が不明の浄化槽については、管理者に対してダイレクトメールにより、その実態調査を実施した。

表1 事業の経過

平成20年度	各市町村を通じて実態不明浄化槽の使用状況を調査
平成21年度	福環連を通じて各清掃事業者に対し、実態不明浄化槽の使用状況を調査
平成22～23年度	実態不明の約16,000の浄化槽管理者に対しダイレクトメールによる調査を実施
平成23年度	全国集会において「設置状況の実態調査とその経過について」を発表
	ダイレクトメールの回答のない約6,000の浄化槽管理者に対し再度調査を実施

平成23年度事業報告

表 2 調査結果

調査対象 台帳件数	実態把握分 132,381件					不明 13,961件		
	11条検査 受検数	未受検 使用中	休 止	未設置	廃 止	電子地図へ ポイント 不能	電子地図へ ポイント 可能	
146,342 (16年度末数)	72,229	18,930	766	205	40,251	5,577	配達不能 4,236	配達可能 4,148

※久留米市は平成21度中に核市となり、事務権限委譲された為、調査対象から除外

(3) 浄化槽情報のネットワーク化事業

浄化槽設置基数の把握事業により電子データ化した浄化槽情報については、行政と指定検査機関が相互共有することで、指導対象浄化槽の把握などが可能となることから、浄化槽の設置情報と検査情報を一元管理するネットワークシステムの構築について検討しており、なお継続中である。

II 浄化槽の法定検査事業・県細則検査事業

1. 浄化槽の法定検査事業

浄化槽法に基づく検査は、浄化槽の所期の機能を判断する重要な検査であり、関係業界、会員の協力のもと法定検査の推進に努めた。

平成23年度の法定検査の実施状況は、表3のとおりである。

表 3 法定検査実施件数の推移

(件)

区 分	7条検査	11条検査		
			水質検査	外観検査
平成19年度	5,584	90,316	69,383	20,933
平成20年度	5,088	90,636	65,865	24,771
平成21年度	4,200	93,379	69,636	23,743
平成22年度	4,406	95,534	71,209	24,325
平成23年度	4,457	97,259	79,748	17,511

(1) 7条検査

浄化槽法第7条に規定する設置後の水質検査(以下、「7条検査」という。)は、検査依頼書を福岡県保健福祉環境事務所を経由する制度が維持され、ほぼ100%の受検率を維持している。

なお、平成20年度から浄化槽設置予定者に使用開始日連絡用ハガキを送付し、7条検査の適期実施に努めている。

(2) 11条検査

浄化槽法第11条に規定する定期検査(以下、「11条検査」という。)は、福岡方式の導入以後、毎年、検査基数が増加している。

特に、筑後検査センターの検査基数の増加に対応するため、平成24年度に増築することが理事会において承認された。

(3) フォロー検査導入に関する検討

法定検査のより一層の信頼性を確保するために、フォロー検査の導入について検討してきたところである。

フォロー検査とは、7条検査及び11条件査の外観検査において、外観・書類検査により「不適正」と判定された浄化槽を翌年の11条検査において、浄化槽検査員が現地で外観検査及び書類検査を実施して改善の有無を確認する検査である。

京築地区の会員の協力のもと、行橋市をモデル地域として20件のフォロー検査を試験的に実施した。

モデル地域の結果から得られた情報をもとに、事務処理の方法等を協議し、関係者への周知を行い、平成24年度から11条検査「福岡方式」にフォロー検査を導入した。

(4) 法定検査管理システムの見直し事業

法定検査の事務処理については、平成18年に浄化槽検査員各自がコンピューターに検査結果を入力するシステムを導入し、省力化を進めてきたところである。

現行の法定検査システムでは、7条検査及び11条検査の適期実施の管理が難しいことから、法定検査システムの見直しについて検討を行い、平成24年2月に新法定検査管理システムを導入した。

このことにより、7条検査及び11条検査の実施状況をシステム上で管理することが容易となり、より効率的な検査実施が可能となった。

(5) クロスチェック委員会の運営

クロスチェック委員会は、「福岡方式」の適正な運用を図るために行政及び学識経験者によって構成された審査機関であり、この委員会の指導により適宜必要な措置を行っている。

委員会の開催状況は、次のとおりである。

6月9日	第1回会議
10月18日	第2回会議
2月16日	第3回会議

(6) 指定採水員指定講習会

福岡方式の根幹の一つである指定採水員制度を適正に推進するため、指定採水員指定講習会を次のとおり開催した。

指定採水員講習会の開催状況は、次のとおりである。

<新規講習会>

●第1回 9月14日 クリエイト篠栗

●第2回 2月14日 クリエイト篠栗

なお、平成24年3月末の指定採水員は769名となっている。

(7) 委託事業の受託

(財)日本環境整備教育センターからの委託等による調査を以下のとおり実施した。

・浄化槽実地調査11基

平成23年度事業報告

3. 調査研究の推進

浄化槽に関する調査研究の成果として、次のとおり全国浄化槽技術研究集会（茨城県土浦市）で発表した。

「浄化槽設置状況の実態調査とその経過について」
情報管理・企画課主事 角井 千佐子

また、法定検査関係の先進的な取組みを行っている検査機関に職員を派遣した。

2月20日 BOD 測定装置に関する調査 公益財団法人鹿児島県環境検査センター
3月2日 指定検査員補制度等の調査について 一般社団法人兵庫県水質保全センター

4. 浄化槽放流水の水質検査(細則第9条検査)事業

福岡県浄化槽法施行細則第9条に基づく検査は、浄化槽の機能を把握するために51人槽以上の浄化槽に受検が義務づけられている。

平成23年度の検査件数は、表4のとおりである。

表4 9条検査実施件数

(件)

年 度	検 査 件 数	主な特殊項目検査件数(オプション)			
		C O D	T - P	T - N	大腸菌群数
平成19年度	17,756	2,403	1,697	1,761	1,612
平成20年度	17,488	2,411	1,656	1,704	1,627
平成21年度	17,135	2,235	1,512	1,564	1,569
平成22年度	16,791	2,170	1,489	1,540	1,566
平成23年度	16,655	2,097	1,461	1,502	1,564

5. 水質汚濁防止法改正について

水質汚濁防止法の一部改正が平成23年4月1日より施行されたことにより、この水質汚濁防止法の測定項目に対応した水質検査料金(セット料金)の設定が必要と判断したことから、平成23年7月に新たな水質検査セット料金の追加を行い、同年8月に各関係事業所への周知を行った。

Ⅲ 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

1. 浄化槽関係国家資格の取得に関する事業並びに講習会等実施事業の推進

当協会が受付事務を行った浄化槽関係試験・講習会等の実績は、次のとおりである。

国 家
試 験

浄化槽設備士(7月)
浄化槽管理士(10月)

講 習 会

浄化槽設備士(24年1月)
浄化槽管理士(6月、9月、24年2月)
浄化槽技術管理者(12月)

2. 各種用紙等の頒布

浄化槽関係各種届出用紙、浄化槽に関するパンフレット類等を頒布した。

3. 浄化槽機能保証制度

(社)全浄連が平成5年7月から運用している浄化槽機能保証制度は、修補実績の拡大など制度上の課題を検討するために委員会が設置されているところであり、当協会としても適正な推進に努めてきた。

なお、東日本大震災に伴う浄化槽被害に対する支援としても、この基金が特別支出として活用されたところである。

また、平成23年度の登録基数は、2,622基である。

IV 法人運営

1. 公益法人制度改革

平成23年3月15日に開催された理事会において、公益法人の認定を受けるための財政上の認定基準を満たすことが困難であるとの判断から、一般財団法人を目指すことが決議された。

10月11日	福岡県知事宛に一般財団法人の移行認可申請書を提出
3月21日	福岡県知事より移行認可書が交付
4月1日	福岡法務局に旧法人の解散登記申請書並びに一般財団法人設立登記申請書提出

また、協会の組織を一般財団法人に相応しいものとするために、事務局及び検査センターの各課の所掌事務を明確化するとともに、職制の区分を見直した。

2. 部会活動

会員向けの技術系講習会を次のとおり開催した他、会員が行う研修会に技術職員を講師に派遣するなどした。

6月24日	会員企業勉強会
7月14日～16日	酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習(福岡市)
10月26日～27日	職長・安全衛生責任者講習(福岡市)
11月9日	浄化槽施工・維持管理技術講習会(田川市)
11月10日	浄化槽施工・維持管理技術講習会(久留米市)
2月10日	浄化槽技術研修会「浄化槽のトラブル事例とその対応策について」(飯塚市)

3. 浄化槽に関する情報伝達

会員に浄化槽の技術的な資料や浄化槽関係予算案、交付金内示額等の最新情報を積極的に提供した。

平成23年度事業報告

4. 職員研修の強化

職員の資質向上を図るため、管理職や技術系職員等を対象とした職員研修を実施した。

5. 顕彰事業の推進

当協会の表彰又は推薦した顕彰等については、次のとおりである。

環境大臣表彰		1名
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰		1名
福岡県知事表彰		1名
全浄連表彰	「顕彰状、表彰状」	3名
協会会長表彰	「環境衛生功労者表彰」	5名
同上	「同感謝状」	3名
同上	「優良職員表彰」	1名

6. 県及び関係団体との連携

(1) 福岡県

福岡県廃棄物対策課及び県保健福祉環境事務所との緊密な連携を維持し、浄化槽行政の推進に積極的に協力した。

(2) 社団法人 全国浄化槽団体連合会

平成23年4月15日の(社)全浄連九州支部の総会において、九州支部長を宮崎県から引継ぐこととなった。九州支部の事務局として(社)全浄連及び同九州支部との密接な連携と協力関係を維持し、浄化槽対策の推進に努めた。

(3) 福岡県環境整備事業協同組合連合会及び福岡環境保全協同組合

福岡県環境整備事業協同組合及び福岡環境保全協同組合と協力し、浄化槽の普及促進のための浄化槽市町村整備推進事業の啓発活動、法定検査の受検推進を協力して行うなど連携を保っている。

(4) 福岡県浄化槽推進協議会(市町村)

福岡県浄化槽推進協議会が開催する研修会などに積極的に参加し、協議会との連携を図った。

5月30日	福岡県浄化槽推進協議会総会(福岡市)
10月20日	浄化槽行政職員研修会(久留米市)

7. その他の事業の強化

(1) 協会広報活動の強化

協会会報を年4回発行する他、浄化槽使用者や未設置者に協会情報を広く提供するため、インターネットによりホームページを公開している。新法人への移行を機にホームページの更新を行うこととした。

(2) 協会の体制整備について

新規制定した主な規則等は、次のとおりである。

評議員会運営規則	職員就業規則
理事の職務権限に関する規程	職員給与規則
監事の監査に関する規程	フォロー検査実施要領
事務局組織規程	その他各種マニュアルの整備
組織規則	

(3) 会計処理システムの見直しについて

検査手数料の請求については、各検査センターから水質検査年の請求書を発送し、事務局からは外観検査年や年会費を請求していたが、オフコンシステムを見直し、事務局からの一括請求することとした。このことにより、請求書毎に振り込んでいる各事業所の振込事務と協会事務の軽減が期待されることである。

平成24年4月受付分から新しい請求書により一括請求することとした。

(4) その他

以下の事業を推進した。

- 環境への取組
 - ・エコアクション21の認証登録(福岡、筑豊検査センターへの拡大認証)
 - ・環境月間に基づく活動(検査センター周辺の清掃)
 - ・クールビズ、ウォームビズの推進
- インターンシップ生徒受け入れ(県立高校生2名)

V 筑後検査センター増築計画について

筑後地区での検査件数の増加に備える為に、筑後検査センターの増築を行うこととされた。このため、(有)澤建築研究所と設計業務委託契約を締結し、1カ月に2回の割合で、増築に関しての協議を行ってきた。

建設会社については、戸田建設(株)、(株)鳥越建設共同企業体に決定された。

本年5月着工、10月末竣工予定。

増築面積

1階 検査室	153㎡
2階	153㎡
計	306㎡

平成23年度収支決算報告

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	123,719	1,294,469	△ 1,170,750
基本財産運用益	123,719	1,294,469	△ 1,170,750
特定資産運用益	599,200	1,184,856	△ 585,656
特定資産運用益	599,200	1,184,856	△ 585,656
受取入会金	70,000	0	70,000
受取入会金	70,000	0	70,000
受取会費	2,800,000	2,840,000	△ 40,000
受取会費	2,800,000	2,840,000	△ 40,000
事業収益	807,621,661	800,552,162	7,069,499
7条検査事業収益	41,282,500	39,723,800	1,558,700
11条検査事業収益	610,504,200	601,959,400	8,544,800
講習会収益	10,218,779	8,225,330	1,993,449
浄化槽実地調査収益	728,805	554,295	174,510
機能保証登録収益	0	2,749,200	△ 2,749,200
用紙販売等収益	0	1,172,095	△ 1,172,095
計量証明事業収益	144,887,377	146,168,042	△ 1,280,665
受取補助金等	2,700,000	2,800,000	△ 100,000
受取補助金等収益	2,700,000	2,800,000	△ 100,000
雑収	408,530	418,626	△ 10,096
雑収	408,530	418,626	△ 10,096
経常収益計	814,323,110	809,090,113	5,232,997
(2) 経常費用			
事業費	738,918,759	742,179,021	△ 3,260,262
役員報酬	6,082,520	7,283,230	△ 1,200,710
給料手当	260,569,958	253,066,733	7,503,225
臨時雇賃金	2,723,400	2,466,780	256,620
退職給付費用	9,592,002	10,840,000	△ 1,247,998
福利厚生費	42,533,936	47,606,237	△ 5,072,301
旅費交通費	21,936,034	21,644,638	291,396
通信運搬費	8,308,402	11,460,618	△ 3,152,216
減価償却費	37,656,831	43,093,582	△ 5,436,751
消耗什器備品費	2,163,092	1,462,635	700,457
消耗品費	10,390,368	9,992,167	398,201
修繕費	3,282,746	2,822,443	460,303
印刷製本費	7,929,153	7,896,390	32,763
燃料費	2,536,125	2,784,764	△ 248,639
水道光熱費	5,211,207	5,733,002	△ 521,795
賃借料	12,817,606	12,016,196	801,410
保険料	1,243,894	1,338,106	△ 94,212
諸謝金	786,182	3,180,972	△ 2,394,790
租税公課	31,398,316	33,266,043	△ 1,867,727
支払手数料	1,585,652	1,515,018	70,634
支払負担金	1,217,870	6,873,042	△ 5,655,172
委託費	160,519,280	152,019,522	8,499,758

講 習 会 諸 費	0	300,903	△ 300,903
検 査 啓 発 推 進 費	108,068,900	103,459,400	4,609,500
渉 外 費	365,285	56,600	308,685
管 理 費	19,317,591	17,783,350	1,534,241
役 員 報 酬	6,650,413	5,420,808	1,229,605
給 料 手 当	1,520,122	6,222,950	△ 4,702,828
退 職 給 付 費 用	55,958	217,466	△ 161,508
福 利 厚 生 費	248,136	1,357,968	△ 1,109,832
会 議 費	853,050	563,525	289,525
旅 費 交 通 費	2,217,273	975,183	1,242,090
通 信 運 搬 費	95,807	97,385	△ 1,578
減 価 償 却 費	384,214	229,612	154,602
消 耗 什 器 備 品 費	143,222	48,800	94,422
消 耗 品 費	392,496	83,419	309,077
修 繕 費	7,896	1,784	6,112
印 刷 繕 製 本 費	44,653	340,935	△ 296,282
燃 料 費	34,445	1,959	32,486
水 道 光 熱 費	265,626	64,455	201,171
賃 借 料	578,721	579,149	△ 428
保 険 料	18,686	14,404	4,282
諸 謝 金	3,418,004	78,228	3,339,776
租 税 公 課	3,284	6,057	△ 2,773
支 払 手 数 料	40,323	5,865	34,458
支 払 負 担 金	741,380	465,001	276,379
支 払 寄 付 金	10,000	10,000	0
委 託 費	305,567	198,538	107,029
渉 外 費	1,226,384	718,437	507,947
雑 費	61,931	81,422	△ 19,491
經常費用計	758,236,350	759,962,371	△ 1,726,021
当期經常増減額	56,086,760	49,127,742	6,959,018
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
貸 倒 引 当 金 戻 入	3,250	0	3,250
納 税 充 当 金 戻 入	1,874,000	0	1,874,000
經常外収益計	1,877,250	0	1,877,250
(2) 經常外費用			
固 定 資 産 廃 棄 損	219,475	92,008	127,467
固 定 資 産 売 却 損	12,635	0	12,635
東 日 本 大 震 災 義 援 金	2,900,000	0	2,900,000
職 員 退 職 給 付 引 当 金 繰 入	39,190,000	0	39,190,000
貸 倒 引 当 金 繰 入	2,003,250	0	2,003,250
經常外費用計	44,325,360	92,008	44,233,352
当期經常外増減額	△ 42,448,110	△ 92,008	△ 42,356,102
当期一般正味財産増減額	13,638,650	49,035,734	△ 35,397,084
一般正味財産期首残高	1,380,051,379	1,331,015,645	49,035,734
一般正味財産期末残高	1,393,690,029	1,380,051,379	13,638,650
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,393,690,029	1,380,051,379	13,638,650

事業報告/法人運営

一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰

平成24年度一般財団法人福岡県浄化槽協会理事長表彰が行われ、次の方々が受賞されました。
受賞されました皆様方には、心からお慶び申し上げますと共に、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

(五十音順)

環境衛生功労者理事長表彰 受賞者



石倉 次郎様
ニッコー(株)福岡営業所



川嶋 奉幸様
(有)筑紫環境開発



本多 繁利様
(有)西日本設備工業

環境衛生功労者理事長感謝状 受賞者



嘉村 薫様
(株)アールエコ 九州支店



永田 浩章様
(有)リパブル

優良職員理事長表彰 受賞者



櫻木 厳行 情報管理・企画課長
(一財)福岡県浄化槽協会

事業報告/法人運営

社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰

平成24年度社団法人全国浄化槽団体連合会功労者表彰として、全浄連の総会において次の方々が受賞されました。

この表彰は、社団法人全国浄化槽団体連合会の会員団体に属する事業者等が対象で、浄化槽事業の健全な向上、発展に貢献された方々に贈られるものです。

(五十音順)

顕彰状



黒木 茂三様
(株)清々舎



高山 敏男様
(有)豊州公益社



山口 勝弘様
(有)山口興産

表彰状



梶原 春仁様
フジクリーン工業(株) 福岡支店



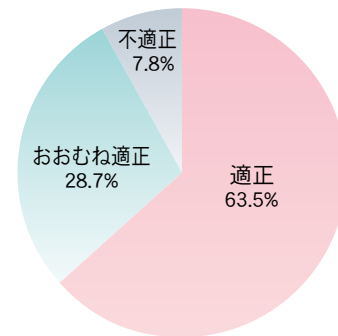
末永 正秀 法定検査課長
(一財)福岡県浄化槽協会

法定検査結果

平成23年度法定検査結果の実施状況は、次のとおりです。

7 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定		
		適正	おおむね適正	不適正
筑 紫	181	98	72	11
宗像・遠賀	275	136	61	78
嘉穂・鞍手	1,154	732	329	93
北筑後	210	146	48	16
南筑後	1,415	910	438	67
京 築	790	514	221	55
福岡市	1	—	—	1
久留米市	429	293	108	28
合 計	4,455	2,829	1,277	349
割 合	—	63.5%	28.7%	7.8%



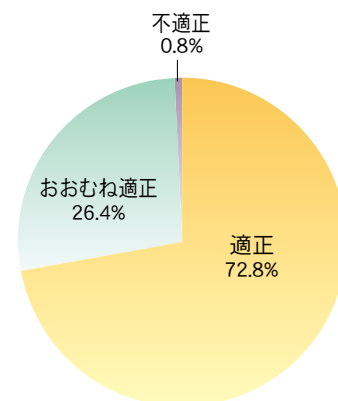
問題のあったチェック項目の上位5項目

チェック項目	指摘数	指摘の主な原因
保守点検回数	290	保守点検をしていない
処理水と消毒剤の接触状況	172	消毒薬が袋から取り出されていない
消毒剤の有無	94	消毒薬がなく、消毒されていない
生物膜の状況	61	生物膜の活動低下等により処理機能が低下している
沈殿槽のスラム生成状況	17	沈殿槽にスラムが生成している

注1：指摘は重複有り 注2：類似する指摘は除く

11 条 検 査 実 績

保健福祉環境 事務所等	検査基数	判 定		
		適正	おおむね適正	不適正
筑 紫	6,067	4,796	1,262	9
宗像・遠賀	8,267	5,871	2,305	91
嘉穂・鞍手	23,844	17,087	6,496	261
北筑後	8,519	5,795	2,639	85
南筑後	28,797	21,645	7,069	83
京 築	9,548	7,116	2,356	76
福岡市	268	179	79	10
久留米市	11,949	8,327	3,483	139
合 計	97,259	70,816	25,689	754
割 合	—	72.8%	26.4%	0.8%



問題のあったチェック項目の上位5項目

チェック項目	指摘数	指摘の主な原因
送風機の稼動状況	250	送風機が故障しているなど
生物膜の状況	164	生物膜の活動低下等により処理機能が低下している
消毒剤の有無	121	消毒薬がなく、消毒されていない
漏水の状況	112	浄化槽又は流入管渠からの漏水
清掃回数	70	清掃回数が法令で定められた回数より少ない

注は、7条と同じ

平成24年5月15日(火)に平成24年度第1回クロスチェック委員会を開催しました。今回は、平成23年12月から平成24年3月までの11条検査の実施状況、指定採水員の適正な採水状況、スクリーニング検査の実施状況、現地調査の実施状況等についての審査が行われ、併せて平成23年度全体の審査が行われました。審査にあたっての報告内容は、次のとおりです。

平成23年12月から平成24年3月分

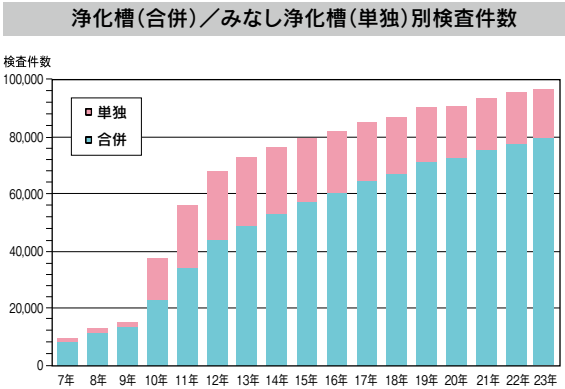
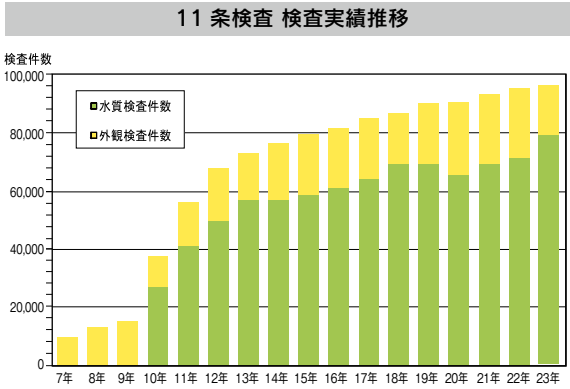
検査センター別の水質検査基数、スクリーニング検査基数、現地調査基数は、以下のとおりです。

センター名	項 目	12月	1月	2月	3月	合計
福岡	水質検査基数	1,263	1,196	1,387	1,337	5,183
	スクリーニング検査基数	45	51	87	53	236
	現地調査基数	1	0	2	0	3
筑後	水質検査基数	3,385	2,981	2,845	2,886	12,097
	スクリーニング検査基数	139	204	203	266	812
	現地調査基数	2	1	0	3	6
筑豊	水質検査基数	1,942	2,335	2,556	2,008	8,841
	スクリーニング検査基数	82	170	215	192	659
	現地調査基数	0	0	2	0	2
合計	水質検査基数	6,590	6,512	6,788	6,231	26,121
	スクリーニング検査基数	251	351	429	471	1,502
	現地調査基数	3	1	4	3	11

※ スクリーニング検査とは、BODが一定基準を超過した場合などに行うもの。
※ 現地調査とは、塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合などに行うもの。

平成23年度全体分

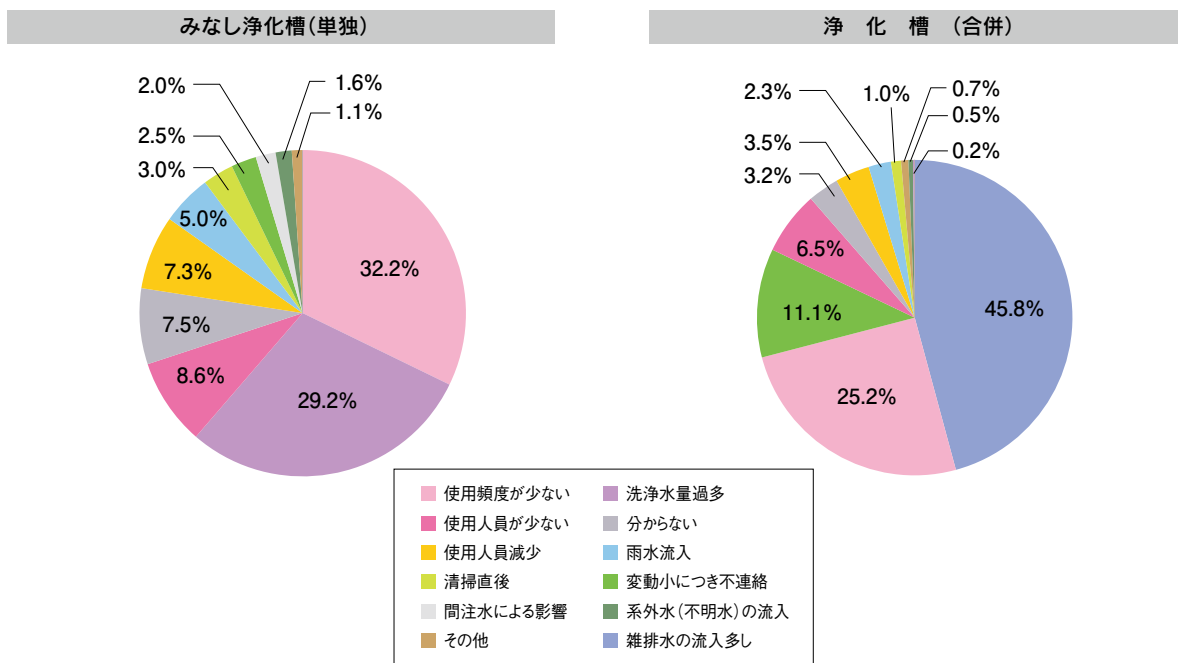
11条検査実績推移および浄化槽／みなし浄化槽別の検査基数は、以下のとおりです。



平成23年度の11条検査(水質検査)実施基数におけるスクリーニング検査および現地調査の実施状況ならびに発生率は、以下のとおりです。

項 目	水質検査基数	スクリーニング検査基数	現地調査基数
基 数	79,748	4,484	38
発 生 率	—	5.6%	0.05%

採水された試料の塩化物イオン濃度の結果から、一定基準以下のものについては、指定採水員に対し、その要因について聞き取り調査を行っています。平成23年度の調査結果は、以下のとおりです。



クロスチェック委員会の様子

情報

官庁情報

平成24年度環境省廃棄物リサイクル部関係予算の内示について

環境省は、平成24年度「循環型社会形成推進交付金」と「汚水処理施設整備交付金」の内示を発表しましたので、福岡県の内示額を紹介します。

循環型社会形成推進交付金

この交付金は、一定の条件を満たす市町村が策定した「循環型社会形成推進地域計画」の円滑な実施を目的に創設されたもので、交付対象は、浄化槽以外にもリサイクルセンターや汚泥再生処理場、最終処分場など、計画推進に必要な幅広い施設が含まれます。

環境省のホームページに掲載されている福岡県内の各市町村や組合の内示額等は、以下の表のとおりです。

平成 24 年度循環型社会形成推進交付金内示

(単位:千円)

地域計画期間(年)	事業実施主体名	平成 24 年度内示額
19～25	福岡市	5,493
	久留米市	4,882
21～25	田川市	12,370
	川崎町	3,079
22～26	福岡市	6,948
	遠賀町	1,555
	小竹町	1,919
	鞍手町	2,014
	東峰村	1,324
	添田町	3,912
	大任町	2,070
	苅田町	8,140
	みやこ町	13,736
	吉富町	1,878
	上毛町	10,364
	築上町	3,812
	八女市	30,746
	直方市	14,592
	柳川市	51,496
	行橋市	20,442
	豊前市	10,488
	中間市	1,218
	小郡市	2,400
	筑紫野市	221
	宗像市	1,049
	福岡市	2,630
	うきは市	3,611
	宮若市	8,180
	嘉麻市	9,142
	朝倉市	24,130
	北九州市	171,268
22～27	大牟田市	34,671
23～25	香春町	24,028
23～26	赤村	2,527
23～27	大川市	13,200
	新宮町	2,560
	桂川町	5,572
	宇美町	5,507
23～37	篠栗町	971
	大木町	25,293
24	田川市	4,980
24～27	飯塚市	27,801
24～28	みやま市	69,975
	水巻町	365
	岡垣町	5,460
	広川町	9,576
24～30	糸島市	3,223
24～33	筑後市	15,143
	合計	685,961

汚水処理施設整備交付金

この交付金は、環境省・国土交通省・農林水産省3省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための創設されたもので、浄化槽・農業集落排水・下水道事業などが連携する地域再生計画に基づいた複数事業の組み合わせで、事業間の予算融通や年度間での事業量の変更が可能な仕組みになっています。

環境省のホームページに掲載されている福岡県内の各市町村や組合の内示額等は、以下の表のとおりです。

平成 24 年度汚水処理施設整備交付金内示

(単位:千円)

地域再生計画(年)	事業実施主体名	平成 24 年度内示額
22 ~ 24	糸 島 市	1 4 , 1 7 6
22 ~ 26	久 留 米 市	4 9 , 2 4 1
	古 賀 市	3 , 1 5 9
	合 計	6 6 , 5 7 6

情報/官庁情報

合併浄化槽への方針転換図る

とくしま汚水処理構想2011を公表

徳島県はこのほど、処理方式の主体を合併処理浄化槽に大幅シフトした「とくしま汚水処理構想2011」を公表した。これまで公共下水道で43.8%処理する予定だった目標を34.2%にし、代わりに合併処理浄化槽を28.1%から44.5%に引き上げた。見直しには、人口減少と高齢化の本格化、地方財政状況、また東日本大震災を受けた防災・減災の観点を盛り込んでいるという。

徳島県の汚水処理人口普及率は、平成22年度末に49.4%で、9年連続全国最下位の状況が続いている。処理方式の内訳は、公共下水道が14.8%、集落排水施設が2.7%、コミプラが0.9%、合併処理浄化槽が31%となっている。

同県の汚水処理構想は平成7年に策定し、18年に見直しを行った。18年の構想では、基準年次13年の公共下水道10.5%、合併処理浄化槽16.3%を、目標年次34年までに公共下水道43.8%、合併処理浄化槽28.1%まで引き上げるとしている。

しかし今回の見直しでは、構想と整備実績が乖離し始めたことや、県内で進む人口減少や高齢化の進展、厳しい財政状況、行政区域の再編、さらに東日本大震災で多くの処理施設が被害を受けたことから「防災」「減災」の視点を盛り込み、処理の主体を合併処理浄化槽に大きくシフトした。

新構想では、目標年次42年までに、公共下水道34.2%、集落排水を3.5%、合併処理浄化槽を44.5%まで引き上げるとしている。順調に進展すれば、汚水処理人口普及率は82.8%になる。

県の担当者は「目標年次42年の県内人口をもとに推計した結果、合併処理浄化槽がコスト的に優位であると分かった。東日本大震災で得られた施設被害のデータ等も加味し、合併処理浄化槽への方針転換を図った」と語る。

また、今回の見直しに伴って必要となる合併処理浄化槽の普及策は、単独処理浄化槽の合併転換への促進、市町村設置型合併処理浄化槽の推進、適正な維持管理が行われる体制の整備などを行うとする。しかしこれについては「当面は既存の補助制度で進める。新たな補助の創設に関しては、現段階では話せる状況にない」と述べた。

構想を策定するにあたり、県ではパブリックコメントを実施しているが、この中でも「徳島県では合併処理浄化槽の設置が急務。設置者の負担額をゼロにするのはどうか」「市町村設置型は三好市以外で普及していない。原因を解明し、市町村の負担を減らす努力をするべきでは」などの意見が寄せられている。

2012.6.11 No.632 環境情報より転載

事業報告

法人運営

検査事業

情報

官庁情報

試験・講習

その他

環境省は、平成23年3月の東日本大震災の被害実態を踏まえ、浄化槽や防災に関する有識者等からなる検討会においてマニュアル改訂に関する検討を行い、この度「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル(第2版)」及び事例集をインターネット上で公表しました。

浄化槽は他の污水处理施設に比べ地震による被害が少ないといわれているものの、躯体の破損、槽内装置の故障等の被害に際しては、行政・浄化槽維持管理業者等・住民の迅速な対応が求められているところがあります。今回改訂されたマニュアルを参考にいただき、災害の予防及び災害時の迅速な対応について、より知識を深めていただければと思います。

このマニュアルは、下記の環境省ホームページからダウンロード出来ますので、ご活用下さい。

参考までに、マニュアル及び事例集の目次を示しています。

環境省浄化槽サイトアドレス：<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第2版 (目次)	災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第2版 事例集 (目次)
1. はじめに	
1-1. 緒言 P1	1. 徳島県における協定書の例 P1 (公社)徳島県環境技術センター
1-2. 本マニュアルの位置付け P2	
2. 対策マニュアル	2. 機器の被害対応など P5 平成23年度版浄化槽普及促進ハンドブック (社)浄化槽システム協会
2-1. 災害予防 P5	3. 災害時における浄化槽の維持管理のポイント P11 (財)日本環境整備教育センター
(1) 地方公共団体、住民、浄化槽関連技術者等における事前準備	4. 計画停電実施時における浄化槽の機能維持について P18 環境省 事務連絡
(2) 事前準備の具体的な内容	5. 停電時の対応 P21 平成23年度版浄化槽普及促進ハンドブック (社)浄化槽システム協会
2-2. 災害応急対策 P23	6. 津波被害地域において浄化槽を撤去する際の汚泥の処理方法について(第一報) P26 (独)国立環境研究所ホームページ
(1) 住民等による「状況確認」	7. マンホールトイレ等の活用について P28 (財)日本環境整備教育センター
(2) 保守点検業者等による「詳細確認」ならびに「応急処置」	8. 応急仮設住宅における浄化槽の適用と施工について P29 平成23年度災害時の浄化槽被害等対策 マニュアル改訂等調査委員会
2-3. 災害復旧・復興 P40	
(1) 「復旧工事」	
(2) 被災後の維持管理等における留意事項	
2-4. 二次災害への対策 P46	
(1) 余震	
(2) 津波	
2-5. 被災時に利用可能な財政支援等 P47	
(1) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金	
(2) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	
(3) 地方公営企業等災害復旧事業債	
2-6. 応急仮設住宅に設置される浄化槽の取り扱い P53	
2-7. おわりに P54	
3. 資料	
3-1. 災害時における応援協定のひな形 P56 (社団法人全国浄化槽団体連合会 作成)	
3-2. 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第2版のⅢ P60 “住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)用”	
3-3. 状況確認用チェックシートの例 P62	
3-4. 東日本大震災における応急処置の事例 P64	
参考文献等 P71	

平成23年度 福岡県浄化槽整備事業補助基数一覧表

平成23年度に小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業において、設置された浄化槽の基数を市町村毎及び人槽毎に紹介します。

小型浄化槽設置整備事業(49市町村)

事業主体	設置 基数	人槽別内訳					
		5	6	7	8	9~10	11~50
大牟田市	176	89	0	74	1	3	9
久留米市	291	176	0	103	0	7	5
直方市	103	67	0	28	0	3	5
飯塚市	209	123	0	83	0	3	0
田川市	111	72	0	34	0	5	0
柳川市	393	175	0	205	0	5	8
八女市	197	69	0	120	0	8	0
筑後市	145	92	0	52	0	1	0
大川市	86	32	0	52	0	2	0
行橋市	183	101	0	77	0	5	0
豊前市	77	34	0	40	0	3	0
中間市	10	6	0	3	0	0	1
小郡市	20	7	0	13	0	0	0
筑紫野市	6	3	0	3	0	0	0
宗像市	1	0	0	1	0	0	0
太宰府市	0	0	0	0	0	0	0
古賀市	24	16	0	8	0	0	0
福津市	25	13	0	12	0	0	0
うきは市	0	0	0	0	0	0	0
宮若市	59	36	0	22	0	1	0
嘉麻市	89	48	0	40	0	0	1
朝倉市	27	19	0	6	0	0	2
みやま市	11	5	0	5	0	1	0
糸島市	109	61	0	46	0	2	0
那珂川町	5	4	0	1	0	0	0
宇美町	7	3	0	4	0	0	0
篠栗町	6	2	0	4	0	0	0
新宮町	17	13	0	4	0	0	0
水巻町	1	0	0	1	0	0	0
岡垣町	4	3	0	1	0	0	0
遠賀町	11	7	0	3	0	0	1
小竹町	6	4	0	1	0	1	0
鞍手町	15	4	0	11	0	0	0
桂川町	38	28	0	10	0	0	0
筑前町	2	0	0	1	0	1	0
東峰村	8	6	0	2	0	0	0
大木町	132	76	0	49	0	5	2
広川町	77	41	0	35	0	1	0
添田町	31	14	0	14	0	3	0
糸田町	15	11	0	4	0	0	0
川崎町	32	14	0	17	0	1	0
大任町	13	8	0	5	0	0	0
赤村	15	6	0	8	0	0	1
福智町	46	23	0	21	0	2	0
苅田町	90	49	0	40	0	1	0
みやこ町	104	35	0	63	0	3	3
吉富町	15	11	0	4	0	0	0
上毛町	80	27	0	53	0	0	0
築上町	21	9	0	12	0	0	0
計	3,143	1,642	0	1,395	1	67	38

浄化槽市町村整備推進事業等(糸島市は個別排水処理施設整備事業)

事業主体	設置 基数	人槽別内訳					
		5	6	7	8	9~10	11~50
久留米市	29	12	0	17	0	0	0
うきは市	14	3	0	10	0	0	1
朝倉市	58	19	0	31	0	3	5
みやま市	145	58	0	78	0	4	5
香春町	89	47	0	39	0	2	1
糸島市	6	1	0	4	0	1	0
計	341	140	0	179	0	10	12

小型浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等計

	設置 基数	人槽別内訳					
		5	6	7	8	9~10	11~50
計	3,484	1,782	0	1,574	1	77	50

49市町村(重複除く)

情報/試験・講習

平成24年度浄化槽関係試験・講習会日程表

本年度の日程は、以下のとおりとなっております。

試験・講習名	料 金	実施期間	受付期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽 管理士国家試験	20,200円	10月28日(日)	7月2日(月)～ 31日(火)	九州ビル 福岡市博多区博多駅南 1-8-31 TEL:(092)461-1112	申請書代金1部 200円 現金書留及び 郵便小為替にて (申請書+送料) 1部:340円 2部:600円 3部:840円
浄化槽 設備士講習	86,700円 ※1	平成25年1月21日(月) ～25日(金)	12月3日(月)～ 17日(月)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代 1-2-4 TEL:(092)651-5553	申請書代金1部 300円 現金書留及び 郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 800円 3部: 1,140円
浄化槽 管理士講習	129,700円 ※2	9月3日(月) ～15日(土)	7月27日(金)～ 8月3日(金)	サンマリン福岡 福岡市東区箱崎 4-36-18 TEL:(092)641-5060	申請書代金1部 300円 現金書留及び 郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 800円 3部: 1,140円
		平成25年2月25日(月) ～3月9日(土)	平成25年 1月18日(金)～ 25日(金)		
浄化槽 技術管理者講習	49,000円	11月28日(水) ～30日(金)	10月19日(金)～ 26日(金)	福岡県自治会館 福岡市博多区千代 4-1-27 TEL:(092)651-1121	申請書は無料です 「切手」を郵送下さい (送料) 1部:140円 2部:200円 3部:340円

※1 浄化槽管理士資格をお持ちの方で、受講一部免除を選択する方は、81,700円

※2 浄化槽設備士資格をお持ちの方で、受講一部免除を選択する方は、120,200円

■ 申請書の申し込み先

管理士国家試験 以外	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL(092)947-1800 FAX(092)947-3636
管理士国家試験	公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験グループ宛 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL(03)3635-4881 FAX(03)3635-4886

■ 免状の申請等

設備士関係	免状の申請・書き換え・再交付及び設備士証申請については、国土交通省で行います。 国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係 TEL(092)471-6331
管理士関係	免状の申請・書き換え及び再交付については、(公財)日本環境整備教育センターで行います。 管理士証については、当協会に申請書がありますので、お問い合わせ下さい。

その他

入退会事業所の紹介

次の事業所が入会されました。

(敬称略)

加入部会	事業所名	代表者名	住 所	TEL
				FAX
保守点検	一天浄化槽管理センター	梶島 稔大	柳川市古賀310	0944-72-6995
				0944-72-6995

次の事業所が23年度末で退会されました。

(敬称略)

所属部会	事業所名	代表者名	住 所	TEL
				FAX
工 事	樋口設備	樋口 芳明	八女郡広川町水原1638	0943-32-1821
				0943-32-5664

その他

環境フェア等へ参加

「環境フェア2012inくるめ」

6月3日(日)、久留米市百年公園において、「環境フェア2012inくるめ」が開催されました。

当日は天候に恵まれ、多くの人々で会場が賑わい、当協会の催しにも沢山の方々に足を運んでいただきました。催しとしては「浄化槽クイズ」の他、宇宙誕生メダカや顕微鏡による微生物の観察などで浄化槽のPRを行いました。

また、アムズ(株)様より、浄化槽のカットモデルの展示と併せ、社員の派遣をしていただき、ご来場の皆様が実物大の浄化槽を体感することが出来ました。

6月は環境月間です。このフェアを機会に浄化槽を通じて楽しみながら環境問題について考えていただけたのではないのでしょうか。

「出前講座の実施」

6月14日(木)に筑紫野市立二日市小学校、6月18日(月)に柳川市立昭代第一小学校、6月22日(金)には行橋市立延永小学校の4年生を対象に出前講座を実施しました。

スクリーンを使用して、生活排水がいかに川や海を汚す原因であるかを説明した他、浄化槽のミニ模型の展示や宇宙誕生メダカ・シロメダカの観察、顕微鏡でバクテリアの観察を行いました。

また、CODパックテストを用いて、身近な水の汚れ具合を測定しました。

質問コーナーでは、たくさんの質問が挙がり、子供たちの水に関する疑問に答えました。

子どもたちの楽しみながら、水環境や浄化槽について学ぶ姿がいきいきとして印象的でした。



出前講座の様子

その他

浄化槽普及啓発資料

当協会では、浄化槽の普及啓発に関する資料、環境フェア等で使用する各種機材を取り揃えておりますので、是非ご活用下さい。詳しくは、協会事務局の情報管理・企画課(Tel092-947-1800)までご連絡下さい。

1 普及啓発資料



「すくすくフツの町だけどキレイな川がジマンです」

A4 版パンフレット 4 ページ

女子高生が「短大の推薦」と「水洗トイレ」を町長に直訴するなどユニークな内容となっています。また、浄化槽設置に係る国の財政支援なども掲載しています。

※ 環境省及び漫画家の赤星たみ子氏から許可を得て転載しています。

「わが町の環境支える浄化槽」



A3 版 パンフレット

水の汚れる原因や浄化槽のしくみを分かりやすく解説しています。浄化槽設置者・未設置者問わない内容となっています。

「浄化槽は生き物です」



A4 版 パンフレット

浄化槽の正しい使い方、保守点検業者及び清掃業者との委託契約を促す内容となっています。

「「じょうかそう」のおはなし」



A4 版パンフレット
8 ページ
小学校低学年用

「水が生き返るために」



A4 版パンフレット
8 ページ
小学校高学年用

水環境を守る意識の向上と併せて浄化槽が水質保全に果たす役割について、小学生にも分かりやすく解説した内容となっています。
※(社)全国浄化槽団体連合会の「平成20年度水環境保全助成事業」にて作成しています。

従来から配付しているエコグッズ

「エコバッグ」



A4版収納サイズ
カラー

レックス
ソーピンク
ネイビーブルー
シーブルー

環境フェア等のイベントにおいて、浄化槽クイズに参加した方の中から抽選で差し上げています。

2 環境フェア等で使用する各種機材等

「浄化槽ミニ模型」



サイズ：210 mm × 400 mm × 240 mm

環境フェア等で展示頂けます。
水を入れてエアープンプを使うことで水の流れを見ることができます。

宇宙誕生メダカ



1994 年に向井千秋さんとスペースシャトルコロンビア号で宇宙旅行したメダカの子孫「23 世」です。
無重力や宇宙線が繁殖に影響しないかどうかの実験で、スペースシャトル内で産卵孵化したメダカの子孫です。

顕微鏡



写真の顕微鏡は「微分干渉顕微鏡」といって、生きた微生物を鮮明に観察することができる優れた顕微鏡です。
テレビ画面と同様のモニターも付いており、顕微鏡を覗かなくてもモニターで微生物の観察ができるものです。

パソコンによる浄化槽クイズ



小学生向けに作成したパンフレットやカレンダーに登場する当協会のオリジナルキャラクターを使った浄化槽クイズです。

その他、以下のような事業も実施しておりますので、各自治体、事業所、学校、子供会等の各団体、グループ等で是非ご活用下さい。

平日、休日を問わず、また費用負担もありませんので、お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 市町村における生活排水処理計画等の支援

各市町村の実情に応じた各種生活排水処理施設の整備を効率的に推進するため、生活排水処理基本計画、浄化槽市町村整備推進事業導入等の策定をお手伝いします。

○ 出前講座

浄化槽の普及啓発を目的に職員が出向き、浄化槽に関するお話を、専門知識を活かしてお届けするものです。
講座内容につきましては、ご相談頂ければ対応します。

○ 環境フェア等への出展

各自治体が開催する環境フェア、産業まつり等へ出向き、浄化槽を紹介するものです。
展示物として、宇宙誕生メダカ、ヒナモロコ、顕微鏡による微生物観察、パソコンによる浄化槽クイズ等を取り揃えております。

その他

浄化槽ポスター募集のお知らせ

平成24年度「じょうかそう(浄化槽)」ポスターを募集します

浄化槽協会では、子どもたち次世代に美しい水環境を残すため、「家庭から出る汚れた水をキレイにするじょうかそう(浄化槽)と水辺の環境」を表現したポスターを募集します。

1 募集内容

- 「家庭から出る汚れた水をキレイにするじょうかそう(浄化槽)と水辺の環境」をテーマとしたポスター
- 「じょうかそう(浄化槽)」を含む「ことば」、または「イラスト」を必ず入れて下さい。

2 応募要領等

- 【応募資格】 福岡県内の小学生のみなさん
- 【応募締切】 平成24年9月7日(金) 必着
- 【結果発表】 平成24年9月14日(金)

3 表彰等

- 【賞】 ①最優秀賞(福岡県知事賞) 1点
②優秀賞 3点
③佳作 10点
- 入賞作品は平成24年10月1日から同月5日まで県庁1階ロビーに掲示、併せてポスターを作成して配布します
- 入賞者には表彰状と記念品を授与します
- 応募者全員に参加賞あり



4 応募用紙等

- 詳しい応募要領と応募用紙は、ホームページからダウンロードできます
<http://www.fjkyo.or.jp>

5 作品の送付先及びお問い合わせ先

一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2
TEL(092)947-1800
E-mail:LEN01567@nifty.com

その他

指定採水員指定講習会(新規・更新)開催予定のお知らせ

新規

今年度も9月に篠栗町のクリエイト篠栗において、新規の方を対象に指定採水員講習会の開催を予定しています。7月に各事業所に案内をお送りする予定です。

更新

11月に県内6カ所において更新講習会の開催を予定しています。9月に各事業所に詳細な案内をお送りする予定です。

その他

クールビズ(軽装)・節電の取り組み

当協会では毎年、省エネルギー対策の一環として、「クールビズ」を実施しています。

例年、電力消費のピークを迎える時期(6月から9月)に過度の冷房をしない(事業所の室内温度を28度程度に設定する)ように努めることで、省エネルギーを推進するとともに、環境保全に貢献することを目的とした取り組みを推奨しています。

また、今年は昨年以上の節電に取り組むため、6月1日から10月31日まで上着及びネクタイを着用しない軽装に加え、ポロシャツ・チノパン等の着用によるクールビズ(軽装)を実施しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



その他

身近な水環境の全国一斉調査に参加

6月3日(日)、国土交通省と全国の市民団体共同による「身近な水環境の全国一斉調査」が実施され、当協会の職員22名も参加しました。

今年で9回目を迎えたこの調査は、2004年6月に開始され、毎年1回、世界環境デー(環境の日)に近い日曜日に行われます。

測定項目は、気温、水温、CODの3項目で、CODについては実行委員会から支給される簡易キット(パックテスト)を用いて測定します。

これまでの調査結果など詳しい内容は、身近な水環境の一斉調査HP (<http://www.japan-mizumap.org>)で見ることができます。



その他

清掃活動の実施

環境省は6月5日(環境の日)を含む6月を「環境月間」として、国民の環境保全への理解と関心を高めるために各種行事が行われています。

当協会は、この環境月間である6月と浄化槽の日の10月の毎年2回、環境保全に関する意識を高めるために、各検査センターで周辺の清掃活動を実施しています。

各検査センター周辺の歩道や水路などに捨てられた空き缶、空き瓶、ペットボトル、吸い殻などのゴミを集めました。

今後も環境保全に積極的に取り組むために清掃活動を続けていくこととしています。

事業報告

法人運営

検査事業

情報

官庁情報

試験・講習

その他

その他

水質検査項目の紹介(No.2) 透視度

透視度

水の見た目のきれいさを表します。数字が大きいほど、きれいであることを指し10mmを1度として表します。

検査目的

浄化槽放流水の汚れを大まかに判断することです。

一般的に、透視度が高い場合はBOD値が低く、透視度が低い場合は、BOD値は高くなります。

ただし、硝化作用により、透視度が高くても、BODが高くなる場合があります。

望ましい範囲

浄化槽放流水の望ましい範囲は、浄化槽の処理能力により異なり、BOD処理性能が60mg/Lの時は10度以上、同様に30mg/Lの時は15度以上、20mg/Lの時は20度以上です。

(環境省 浄化槽法定検査判定ガイドラインより抜粋)

測定方法

- ① ガラス管の底に標識板(二重十字線)を落とし込む。
- ② 試料を透視度計に満たす。
- ③ 透視度計上部から底部を目視しながら、吐出部のピンチコックを緩め、試料をゆっくり流し出す。
- ④ 標識板の二重十字線がはじめてハッキリ見えたら、試料の流出を止め、残った試料の高さを読み取る。

注意事項

光源は昼光とし、直射日光を避けて測定を行ってください。

測定者によって個人誤差があるほか、試料の色によって測定値が影響されます。

細かい気泡なども透視度を低下させる原因となるため、気泡が抜けてから測定を行います。

透視度計の日常点検

- ① 透視度計に損傷や汚れはないか確認する。
 - ② 目盛りが読み取れるか確認する。
 - ③ 標識板(二重十字線)の固定・破損・汚れについて確認する。
 - ④ 吐出部のチューブの固定・破損・汚れについて確認する。
- 以上の確認を行い汚れている場合は洗浄、破損の場合は交換が必要です。



50度計 30度計
透視度計



標識板(二重十字線)

Q

管理している浄化槽で臭気が発生して問題になっています。どのように対処したらいいですか？

A

浄化槽の臭気で問題が発生している場合の多くは、機能面での不具合や設置条件の制約などが原因で発生しています。考えられる原因と対策は以下のようになります。

1. 浄化槽の使用開始直後の臭気

微生物が十分繁殖しておらず、泡や臭気が発生することがあります。シーディング剤の投入により微生物の立上げ時間を短縮し、比較的早い段階で臭気は落ち着きます。使用開始直後の臭気については、その発生メカニズムについて、事前に使用者への取り扱い説明を実施することで、後のトラブルにつながらないと考えられます。

2. 送風機によるばっ気と臭気

家庭用浄化槽では、送風している空気が浄化槽内から外部に排出されます。嫌気分解時に発生した臭気ガスは送風の空気に希釈されて排出・拡散され、低濃度となりあまり感じないレベルになっています。しかし、放流側(先)が空気の滞留する位置にある場合には、臭気の逃げ場がなく、臭突管の設置などの策を講じる必要があります。しかし工事が大がかりになり、現実的には厳しいので、設置計画の段階で、使用者(施工者)への説明が出来れば、上記①と同様、トラブルを防ぐことができます。この場合、計画段階で将来の臭突管の設置を想定した横引き配管の設置が有効であると考えられます。

3. 過負荷と臭気

浄化槽への計画値以上の流入負荷があった場合には、微生物の処理が追いつかず、機能不全に至った結果、臭気が発生することがあります。過負荷のレベルにもよりますが、ブロワの風量を大きくすることにより改善できることもありますが、まず使用者からのヒアリングを通じて、流入負荷の軽減をご理解いただき、ご協力いただくことで改善されることがあります。(流入負荷の高い例:食用油、浴室カビ取り剤、廃油石鹸など)

4. 維持管理と臭気

浄化槽は各社、型式により処理方式が異なります。各メーカーが発行している"維持管理要領書"に基づいた管理ができていない場合に水質が安定せず、臭気が発生することがあります。特に実使用人員に基づいた循環移送量の未調整やブロワの逆洗回数の不足などによることが考えられます。各社の浄化槽型式に適合した"維持管理要領"に基づく管理が重要になります。

このように浄化槽の臭気については、考えられる原因を一つ一つ確認し、真の原因を明確にすることで適切な対応策を講じることができます。

その他

法定検査の不適正事例

浄化槽法第7条に基づく検査において、「不適正」と判定した事例を紹介します。

状況

浄化槽の流入管渠の途中に受水槽の水抜管（オーバーフロー管）が接続されています。

不適正の理由

浄化槽法に基づく検査の具体的な判定方法については、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室が示した「浄化槽法定検査判定ガイドライン」（以下、「判定ガイドライン」という。）によることとされています。

この判定ガイドラインでは、外観検査チェック項目において浄化槽の流入管渠の途中に処理対象以外の排水管の接続がされていないことを確認することとされています。

なお、処理対象以外の排水として、以下のものが例示されています。

- ・屋外の給水栓の排水管
- ・受水槽の水抜管（オーバーフロー管）
- ・病院の場合、臨床検査室、手術室及び人工透析室の排水管など

外観検査等のチェック項目では、「良」、「可」、「不可」のいずれかの判断をしますが、「不可」と判断された場合、そのまま放置すれば放流水質の著しい悪化、又は公衆衛生上の著しい問題等が生じるおそれが極めて強いと考えられる項目については、その項目が「不可」であることをもって、「不適正」と判定することが適当とされています。

この事例では、受水槽の清掃の際などに、浄化槽へ計画汚水量を超える排水が流入し、浄化槽の処理機能に影響を与えるおそれが強いことから、「不適正」と判定することとなります。

改善方法

浄化槽の流入管渠の途中に接続されている受水槽の水抜管を取り外す工事をするのが原則となります。

なお、工事を行う前に管轄の保健福祉環境事務所や浄化槽管理者などの関係者と協議を行って下さい。



その他

筑後検査センターの増築工事が始まる

5月11日(金)、筑後検査センターの増築工事開始にあたり、安全祈願祭が執り行われました。

天候にも恵まれ滞りなく終了しました。

竣工は10月末を予定しておりますので、しばらくは検体搬入などご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

増築工事について (㎡)

	増築部	既存部	合計
2階	153	408	561
1階	153	510	663
合計	306	918	1,224



最新の工事状況

その他

福岡県からのお知らせ

福岡県では平成24年7月2日(月)から9月7日(金)までの間、福岡県庁行政棟の昼休み時間を以下のとおり変更することとしていますので、福岡県庁に来庁される場合は、ご配慮をお願いします。

【昼休み時間】 13時から14時までに変更します

なお、出先機関の昼休み時間に変更はありません。

事業報告

法人運営

検査事業

情報

官庁情報

試験・講習

その他



求菩提山(くぼてさん)



求菩提山は、豊前市のほぼ南にそびえる標高782mの円錐型の山です。山の基盤は凝灰岩や集塊岩から成り、山中各所には安山岩質の熔岩が散在していて、かつて活火山であったことをうかがわせます。

末法と言われる時代にあって、求菩提山中興の祖・頼嚴とその弟子たちは、仏法が滅びてしまうことを案じ、銅板に法華経八巻と般若心経とを刻み、それを後の世に伝えようとした。時あたかも平安時代も終わりに近い、康治元年(1142)のことでした。

国宝 銅筥



銅板経三十三枚と四面に阿弥陀三尊、釈迦と多宝の二如来、不動明王、毘沙門天が線刻された銅筥とが完全な形で残されているのは全国でも稀であり、きわめて貴重な文化遺産ということが出来ます。

国玉神社中宮



求菩提山護国寺と呼ばれ、山の中心となった場所です。往時には多宝塔、講堂など七堂伽藍を備えていたといい、今も鬼神社など堂宇が残されています。また、豊前修験道最大の祭礼である「松会」行事が行われた場所で、今でも毎年3月29日には「お田植え祭り」が行われ、多くの見物客で賑わいます。

求菩提の農村



平成24年6月15日、県内で初めて国の重要文化的景観に選定されました。

編集後記

九州では、原子力発電所の停止により7月2日から9月7日までの平日に電力使用量を10%削減するよう節電要請がなされています。

当協会では、今年もクールビズ等の実施により節電することとしておりますが、自宅においてもエアコンの設定温度を上げたり、不要な照明をつけないようにして少しでも節電になる取り組みをしていこうと思います。(U)

2012
夏号
No.124

かいほう



発行年月日：平成24年7月1日
発行所：一般財団法人 福岡県浄化槽協会
〒811-2412
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2
TEL.(092)947-1800
FAX.(092)947-3636
発行人：三浦 正吏
ホームページ：http://www.fjkyo.or.jp/